

笠松町第 6 次総合計画

令和 6 年度 実施計画

【具体的な事務事業を抜粋】

基本方向 1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち

基本方向	1	ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	施 策	(1)	地域福祉の推進
基本方針	すべての人が自分らしく、自分の持つ力を発揮しながら安心して地域の中で暮らすことができるよう、家庭、地域、関係機関との協働と連携により、共に生き 支え合い 認め合う「地域共生社会」の実現に向けて、人づくり、地域づくり、しくみづくりを柱として地域福祉を推進します。				
施策の方針	①地域福祉活動の担い手の育成				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）		
1 地域福祉に関する意識啓発	・町社会福祉協議会との連携 ・社協だより、福祉大会、学校などでの講演会（キャラバン事業）、地域ふくし懇談会の実施	・継続			
2 地域福祉に関する学習機会の提供	・町社会福祉協議会との連携 ・福祉出前講座、ふくし体験教室の実施	・継続			
3 ボランティア活動の促進、人材育成の推進	・町社会福祉協議会との連携 ・ボランティア研修、デビュー講座、災害ボランティアコーディネーター養成講座	・継続			
4 地域福祉活動団体との連携、活動支援	・社会福祉協議会の活動支援を行う ・民生委員が積極的に活動できるよう研修の充実や人材確保を目指す	・継続			
施策の方針	②見守りと支え合いの地域づくり				
5 小地域におけるネットワークの構築	・町社会福祉協議会などの活動として、民生委員・児童委員やボランティアなどが、生きがいがづくりやネットワークの組織化をはかるため、「ふれあいいきいきサロン」などを実施	・継続			
6 地域における見守り、交流活動の促進	・町社会福祉協議会などの活動として、一人暮らし高齢者などに「えがお」という冊子の配布、配食サービスなどを実施	・継続			
7 地域資源の活用促進	・誰もが参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換などの交流ができる、地域福祉活動の拠点を確保するため、調査・研究を実施	・継続			
8 災害時における要援護者支援体制の整備	・災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことにより、昨年度配布した名簿の更新を行い、情報共有を行った	・継続			
9 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進	・災害ボランティア研修の実施	・継続			
施策の方針	③自立を支援する環境の整備				
10 福祉サービスに関する情報の提供	・広報紙、町ホームページなどでの情報提供 ・民生委員・児童委員活動を通じた地域住民との交流	・継続			
11 権利擁護の推進と虐待防止	・成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の利用促進の支援や相談窓口を開設している	・継続			
12 生活支援体制の充実	・高齢者や障がい者の自立生活の維持向上を図るため、住宅の改善整備費用を一部助成	・継続			
	・「笠松町交通バリアフリー基本構想」に基づき、準特定経路の実効性のあるバリアフリー化（路肩カラー化、視覚障がい者誘導用ブロック）について、通学路及び歩行者の多い春日町信号交差点から福祉会館までの歩道未設置箇所にカラー舗装を実施した。 ・視覚障がい者の方からの要望により、県町から役場、十六銀行までの間、また、十六銀行からカネスエまでの間の道路に区画線（外側線）を整備した。	・継続			
13 包括的相談支援体制の強化	・町地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどと連携し、高齢者や障がい者の方等に対し、切れ目のない相談体制の充実を図った	・継続			
14 就労支援体制の充実	・総合支援法に基づく訓練等給付費の支給による就労移行の支援の実施 ・福祉施設から一般就労への移行人数は令和5年度は1人移行	・継続			

基本方向	1	ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	施 策	(2)	健康づくりの推進
基本方針	すべての住民が、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、健（検）診による早期発見、治療にとどまることなく、身体と心の疾病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた取り組みを行います。さらに、関係機関、団体と連携し、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整備し、住民の予防意識を高め、いつまでも健康に暮らせるよう健康寿命の延伸を支援します。				
施策の方針	①健康づくりに取り組む環境づくり				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
15 健康相談、健康教育の充実		・健康相談、健康教育を継続する ・フレッシュ健診、特定健診後に、減塩教室を実施する	・健康相談、健康教育を継続する ・フレッシュ健診、特定健診後に、生活習慣病・糖尿病予防教室を実施する		
16 特定健診の推奨		・町国民健康保険加入者の特定健診、人間ドック受診費用助成の実施	・継続		
17 各年齢に応じた健（検）診の実施		・フレッシュ健診の実施 ・胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診を実施。一部の年齢に無料クーポンを配布	・フレッシュ健診の実施 ・胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診を実施。一部の年齢に無料クーポンを配布		
18 健診結果に基づいた事後指導体制の拡充		・個別指導を実施する ・特定健診の結果に基づき、特定保健指導を実施する	・継続		
19 感染症予防対策の推進		・各種感染症対策とワクチン接種の実施 ・結核検診の実施 ・予防接種事業の実施 ・感染予防対策として、手と指の消毒励行や、予防方法の普及啓発を広報紙などで実施	・継続		
施策の方針	②生涯を通じた健康づくり				
20 健康づくりに関する活動団体の育成、支援		・伴健康づくり事業、体力測定事業への支援 ・食生活改善連絡協議会への補助金支出と会員への健康教育の実施	・継続		
21 健康づくりの場や機会の環境整備の充実		・各種健（検）診、健康相談、健康教育などの実施	・継続		
22 心の健康づくりの推進		・精神障がい者の集う場としてのグループワークやこころの相談、就労体験、電話相談の実施 ・こころの健康づくりの講習会などを広報紙で周知	・継続		
23 食育の推進		・乳幼児やその保護者、児童、成人、高齢者等に対し、健診や相談の実施	・継続		
		・教育の場（学校給食）において、食育に関する知識の普及・啓発を実施	・継続		
24 かかりつけ医づくりの促進		・健診や相談、教育の場において、「かかりつけ医」の促進のための普及啓発を実施	・継続		

基本方向	1	ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	施 策	(3)	高齢者福祉の推進
基本方針	高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、安心して暮らせる体制を構築します。				
施策の方針	①時代に合った高齢者の地域での活動や生きがいがづくりの推進				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
25 地域活動やボランティア活動への支援	・かみふうせんの事業の支援を行う。 ・読み聞かせボランティア養成講座の実施		・継続		
26 高齢者の多様な交流の場の支援	・笠松いきいきクラブ連合会事業の支援を行う ・笠松いきいきクラブ連合会と共催のいきいきレクリエーション大会を4年ぶりに実施。いきいき福祉大会は開催予定		・内容等精査した上で継続		
27 高齢者の就労・就業の支援	・シルバー人材センターと連携し就労・就業の支援を行う		・継続		
28 生涯学習の取り組みの支援	・高齢者の生涯学習へ参加する機会の増加などについて検討する		・継続		
施策の方針	②高齢者の生活を支える支援体制の整備				
29 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備	・包括的支援事業の中でセンター事業に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の充実強化及び地域ケア会議を地域包括支援センターと共に実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図った。		・継続		
30 サービス事業者との連携強化	・介護給付の適正化を図るため、システムを活用し、ケアプランの確認などを実施 ・町内事業所に対し、介護事業の個別及び集団指導を実施し、事業の適正運営に対する指導を行った。		・継続		
31 高齢者福祉サービスの提供	【健康介護課】 ・要介護3・4・5の方へおむつの購入費用助成 ・住宅改修にともなうコーディネートの支援 【福祉子ども課】・福祉電話や緊急通報装置の設置 【福祉会館】・老人福祉センター施設部分は、利用者要望に配慮してサービスを提供		・継続		
32 高齢者に関する相談や情報提供	・介護保険その他の保健福祉サービスに関する相談、権利擁護に関する申請支援及び後見等支援を行った		・継続		
施策の方針	③介護保険の適正な運営				
33 介護保険やサービスに関する情報提供	・パンフレットの作成や町ホームページ、出前講座などでの周知活動		・継続		
34 介護予防事業の推進	・介護予防普及啓発事業（ふれあいひろばなど）、地域介護予防活動支援事業（健康教室など）、地域リハビリテーション活動支援事業を実施		・継続		
35 介護保険事業計画に基づいた適切なサービス提供体制の整備	・第9期介護保険事業計画に基づき事業を実施		・第9期介護保険事業計画に基づき事業を実施		
36 質の高いサービス提供に向けた支援	・地域包括支援センターを中心に、ケアマネージャーの支援や相談を実施		・継続		

基本方向	1	ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	施 策	(4)	障がいのある人の福祉の推進
基本方針	障がいの有無に限らず、誰もが自分の可能性をを發揮し、安心して地域で暮らしていける地域共生社会を目指し、障がい者福祉施策を推進します。				
施策の方針	①障がいの有無に関わりなく安心して暮らせる環境づくり				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）		
37 障がいや障がいのある人に対する理解の促進	・ 社会福祉協議会にて、福祉出前講座を開催 ・ 保育所での療育支援保育を通じ、障がいに対する理解と認識を深め、人格形成に努める	・ 継続			
38 障がいの早期発見、早期療育の推進	【福祉子ども課】 ・ 子どもの発達や障がいに関する相談の実施 【健康介護課】 ・ 言語発達に遅れのある子どもに対し、早期の療育を実施	・ 継続			
施策の方針	②障がいのある人の生活を支援するサービスの充実				
39 障がいのある人に対する相談、支援体制の整備	・ 指定事業所に、専門的なことを含めた情報提供やアドバイスができる相談所を設置	・ 継続			
40 障がいの特性に応じたサービス利用への支援	・ 障がい支援区分の判定を審査会などで行い、介護給付を実施	・ 継続			
41 自立した生活に向けた生活支援サービスの提供	・ 町にて支給決定を行った障がい児者が、在宅系障害福祉サービスなどを利用した際の給付費などを支給 ・ 地域生活支援拠点事業を実施	・ 継続			
施策の方針	③障がいのある人の社会参加の促進				
42 障がいのある人の雇用の促進	・ 総合支援法に基づく訓練等給付費の支給による就労移行の支援の実施	・ 継続			
	・ 福祉施設から一般就労への移行人数は令和5年度1人	・ 継続			
43 文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進	・ 障がいのある方も各種のスポーツ大会に参加できるよう、関係機関と連携し、PR活動を行った。	・ 継続			
	・ 障がいのある中学生が、大会へ参加しやすいよう交通費の補助	・ 継続			
44 障がい者団体への活動支援	・ 県身体障害者福祉協会笠松町分会へ補助を行うことにより、参加の障がい者が生き甲斐を持って社会活動を行うことができるよう支援を実施	・ 継続			

基本方向	1	ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	施 策	(5)	子ども・子育て支援、幼児教育の推進
基本方針	地域社会で子育てに取組む支援体制を構築し、子どもの健全育成を推進します。 子育てファースト拠点として「子ども館」の体制整備、機能の充実を進めていきます。 虐待やネグレクトなどの早期発見のため、医療機関や保育施設、地域など「官民協働」による子育て連携体制の構築を進めていきます。				
施策の方針	①子どもや母親の健康の確保・増進				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
45 母子保健事業の推進		・妊婦健診、産後健診、乳幼児健診、マタニティ・育児相談等の実施。 ・多胎妊産婦への妊婦健診の追加助成、日常生活に対する支援サポートの実施。	・こども家庭センターを設置予定。児童福祉と母子保健を一体的に運営し、すべての妊産婦、こども、子育て世帯を包括的に支援を行う。 ・1か月児健診を実施。		
46 生活習慣病予防、事後指導の推進					
47 医療費助成の継続的な実施		・乳幼児医療費助成については、県補助対象事業として未就学児を対象に実施 ・町単独事業として小学1年生から中学3年生までを対象に実施	・乳幼児医療費助成については、県補助対象事業として未就学児を対象に実施 ・町単独事業として小学1年生から高校3年生までを対象に実施		
施策の方針	②保育・子育て支援サービスの充実				
48 子育てに関する相談、支援の充実		・育児相談の実施（年48回） ・はみがき教室、プレバマクラブの実施 ・電話相談・家庭訪問を随時実施 ・病児・病後児保育事業の啓発	・継続 ・こども家庭センターを設置予定。妊産婦、こども、子育てに関する相談を受けて支援につないでいく。		
49 子育て世代包括支援の実施		・助産師などによる育児・マタニティ相談、家庭訪問、産後ケア事業の実施	・継続		
50 各種保育サービスの充実		・通常保育、延長保育、療育保育、広域入所、一時預かりなど ・施設改修などの支援	・継続		
51 病児、病後児保育の充実		・病児・病後児保育事業の制度啓発と情報提供 ・町内施設における病児保育事業の開始	・継続		
施策の方針	③幼児教育の充実				
52 幼稚園との連携の強化		・幼児教育・保育の無償化に伴い、制度の周知や適切な支給に努めている。	・継続		
53 認定こども園の普及に向けた研究と検討		・国と県の動向を見ながら、調査・研究 ・町内幼稚園との検討	・継続		
54 幼児期を支える家庭教育への支援		・家庭教育講座を開催	・継続 ・赤ちゃんキャラバン		
施策の方針	④地域における子育て支援の充実				
55 地域子育て支援拠点（こども館）の機能充実		・地域子育て支援拠点として、乳幼児親子行事、もしもし相談、子育てサロンなどの運営を実施（出張子育てサロンをスポーツ交流センター、松枝交流センターで1回ずつ開催）	・継続		
56 子どもや保護者の交流の場づくり		・乳幼児と保護者を対象にピヨピヨひろば、手づくりクラブ、Babyひろばなどを実施。 ・親同士の情報提供や育児交流の実施 ・小中高生の居場所づくりとして、ティーンズスペース、ボードゲームDay、子ども相談室等を実施	・継続		
57 地域における子育て支援機能の強化		・ファミリー・サポート・センター広域事業の実施	・継続		
施策の方針	⑤支援が必要な子育て家庭への支援の充実				
58 ひとり親家庭への支援の充実		・医療費の自己負担分を助成	・継続		
		・児童扶養手当の支給	・継続		
59 児童虐待等の防止と早期発見、早期対応		・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議により、要保護児童等への総合支援と、研修会の開催	・こども家庭センターを設置し、児童福祉・母子保健両部門が一体的に妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく緊密に連携し、虐待の予防及び早期発見、対応を図る		
60 障がいのある子どもへの相談、支援の充実		・地域振興公社の「親子サポート教室」の運営を支援 ・基幹相談支援センターを設置し、必要な情報の提供や助言等を実施	・継続		

基本方向	1	ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	施 策	(6)	人権尊重社会の実現
基本方針	道徳のまちづくり条例に基づき、学校における道徳教育を進めるとともに、道徳の持つ価値をまちづくり全般へと広げ、道徳的風土をはぐくみます。 また、個人の尊重や男女平等意識のより一層の定着を図るとともに、男女が平等なパートナーとして、家庭や地域など社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮できる社会を実現していきます。				
施策の方針	①積極的な人権教育や啓発の推進				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
61 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発		・ 笠松推進会議、「道徳のまち笠松のつどい」の開催	・ 継続		
62 人権意識を高める学習機会の提供		・ 青少年育成町民会議が開催する「少年の主張大会」に対し、補助金を交付	・ 継続		
63 人権教育指導者や町職員の意識の向上		・ 各種人権同和に関する研修会の参加やその促進	・ 継続		
		・ 各種人権同和に関する研修会の参加やその促進	・ 継続		
施策の方針	②多様性に配慮した環境づくりの推進				
64 LGBTに配慮した環境づくりの推進		・ LGBTに配慮した環境づくりの啓発	・ 継続		
65 男女共同参画に関する意識啓発		・ 広報紙に「男女共同参画のすすめ」標語を掲載 ・ 第4次男女共同参画プランについて、町ホームページや広報紙で周知	・ 継続		
66 政策、方針決定の場への女性の積極登用		・ 第4次男女共同参画プランに基づき、女性の積極的な登用	・ 継続		
67 事業所などにおける仕事と家庭生活の調和の推進		・ 広報紙に「男女共同参画のすすめ」標語を掲載	・ 継続		
施策の方針	③人権が尊重される環境の充実				
68 DVや虐待などのあらゆる暴力の根絶		・ 県の主催するDVや虐待などの研修会に参加	・ 継続		
		・ 子ども家庭総合支援拠点において、18歳までの全ての子どもと家庭を対象に相談を実施。	・ こども家庭センターを設置し、児童福祉・母子保健両部門が一体的に妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う		
		・ 青少年育成町民会議が開催する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に関する啓発活動に対し、補助金を交付	・ 継続		
69 人権に関する各種相談体制の充実		・ 青少年育成町民会議による「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に関する街頭啓発活動を実施	・ 継続		
		・ 人権擁護委員・県・法務局と連携協力のもと、人権相談等を実施	・ 継続		

基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち

基本方向	2	未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち	施 策	(1)	学校教育の充実
基本方針	基礎・基本となる学力の向上や、自ら課題を解決していく力、自ら学ぶ意欲や態度、豊かな人間性や社会性などの生きる力の醸成を推進し、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備を図ります。家庭と学校などとの連携による地域ぐるみの体制を整えるとともに、家庭の教育力の向上を図り、健全な子どもが育つ地域社会を築きます。また、地域活動の機会を提供し、子どもたちの自主的な参加を支援します。				
施策の方針	①安心して学べる教育環境の整備				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
70 学校施設の長寿命化の推進		・照明LED化、給食用ダムウォーター改修、プールサイド改修	・照明LED化、給食用ダムウォーター改修、インターホン設置、防犯カメラ設置、空調設備修繕		
71 安心で安全な学校給食の提供の継続		・充実した設備等を安全かつ最良な状態で、継続的に使用できるよう維持管理を実施	・継続		
72 地域との連携、協力による教育環境基盤の充実		・連れ去り防止や不審者対応避難訓練を実施 ・岐阜県警察による防犯教育の実施	・継続		
73 児童生徒の安全の確保		・名鉄「笠松駅前」ロータリーにおける安全確保業務の委託を実施 ・地域の見守り隊による登下校時の安全確保の実施 ・「あんしんかさまつメール」による不審者情報の共有	・継続		
施策の方針	②子どもの「生きる力」を育む教育の実現				
74 確かな学力の定着		・各小中学校でプリント・タブレット学習を実施 ・中学校では数学・英語を、小学校では算数の少人数指導を一部実施	・継続		
75 多様性や協働性を重視した道徳や人権教育の推進		多様性や協調性を重視した道徳や人権教育の啓発	・継続		
76 健康で健やかな体づくりの推進		・児童生徒の発達段階に応じたきめ細かい食育の指導 ・給食の時間などで健康な体づくりを指導	・継続		
77 夢を描くキャリア教育の推進		・中学生の企業や役場などでの体験学習、中学校で近隣の高校生から学ぶ「キャリアステーション」を実施	・継続		
78 情報、環境、国際理解教育の推進		・デジタル教材、情報モラル教育教材などの導入 ・システムエンジニアによる保守点検や技術相談の実施 ・外国語指導助手による授業の実施	・継続		
79 給食センター、学校、家庭が連携した食育の推進		・給食レシピの公表	・継続		
施策の方針	③地域ぐるみの教育の推進				
80 コミュニティスクールのさらなる推進		・ボランティア活動の実施 ・各学校のホームページの充実 ・保護者が来校しやすいような行事を検討	・継続		
81 地域の歴史、伝統文化を尊重した教育の推進		・体験教室やイベントへの参加を通じて、地域の歴史や伝統を学ぶ機会を作った	・継続		
82 各学校の主体的事業に対する支援の充実		・学校教育推進交付金を交付	・継続		
83 学校教育における地域人材の活用		・琴指導やクラブ活動指導、キャリア教育などで地域人材を活用	・継続		
施策の方針	④きめ細やかな教育環境の確立				
84 特別支援教育に関する環境整備の推進		・学習支援スタッフや教育支援スタッフ（小学校に在籍する軽度発達障害のある児童の支援を行う）を配置	・継続		
85 いじめの解消や不登校の児童及び生徒に対する学びの保障に向けた取り組みの強化		・心の教室相談員、学習支援スタッフを配置 ・二町教育委員会が、適正指導教室子どもサポートセンター「スマイル笠松」の開設 ・「ハイパーQU」委託により性格診断を実施	・継続		
86 教職員研修への支援		・資質向上のため、教職員研究・研修事業に対して支援を実施	・継続		

基本方向	2	未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち	施 策	(2)	青少年の健全育成・若者支援の推進
基本方針	家庭と学校などとの連携による地域ぐるみの体制を整えるとともに、家庭の教育力の向上を図り、健全な子どもが育つ地域社会を築きます。さらに、世代間交流、ボランティアなど、地域活動の機会を提供し、子どもたちの自主的な参加を支援します。また、リーダーの育成や活動情報の提供を図り、子どもたちによる主体的な活動を育成します。				
施策の方針	①青少年の地域活動への参画支援				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
87 学校、家庭、地域との連携の強化		・地域ボランティアが、小学生を対象に体験を提供する講座「わくわく広場」に補助金を交付	・継続		
88 青少年の健全育成に向けた意識啓発		・青少年育成町民会議が開催する「少年の主張大会」に対し、補助金を交付	・継続		
89 青少年を有害環境から守る活動の促進		・青少年育成町民会議による「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に関する啓発活動に対して、補助金を交付	・継続		
90 青少年の非行、被害防止への啓発		・青少年の非行、被害防止への啓発	・継続		
施策の方針	②青少年が活発に活動できる環境の整備				
91 青少年団体の活動支援		・町スポーツ少年団に施設使用料の補助を実施	・継続		
92 国際交流活動の推進		・英検の受験啓発を実施 ・英検対策講座を実施	・継続		
93 地域間交流活動の推進		・町内在住中学校生徒の北海道新ひだか町派遣を実施 ・町内在住小学校児童の三重県志摩市派遣を実施	・継続 令和7年度以降は小中学生派遣を隔年実施		
94 世代間交流や親子交流の促進		・青少年育成町民会議が推進する三世代ふれあい活動を実施し、それに補助金を交付	・継続		
95 青少年の地域活動への参加促進		・中学生に対して、こどもわくわく広場、町民運動会のボランティア活動への参加の呼び掛けを実施	・継続		
基本方向	2	未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち	施 策	(3)	生涯学習の充実
基本方針	あらゆる年齢層が主体的に学習活動に参加できるよう、学習メニューの充実を図るとともに、学習を通じて獲得した成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに取り組みます。				
施策の方針	①生涯学習に取り組める環境づくり				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
96 ICTを活用した学習情報の提供		・「公共施設予約システム」を運用 ・町ホームページ上での予約状況の提供を実施 ・パソコン、スマートフォンの基礎講座を提供	・継続		
97 生涯学習に取り組みやすい施設、利用環境の整備		・ネット申込可能な生涯学習講座の案内パンフレットの作成を実施	・継続		
施策の方針	②多様な生涯学習機会の提供				
98 ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供		・生涯学習講座を開催	・継続		
		・歴史未来館で企画展、公募企画展、講座を実施	・継続		
99 家庭の教育力向上に向けた親子教室、家庭教育学級への支援		・家庭教育シリーズ講座、親子教室の開催	・継続		
100 現代的課題に関する学習機会づくり		・現代的課題、地域住民のニーズに合った講座の開講	・継続		
101 地域固有の歴史、文化に関する学習機会づくり		・歴史未来館では、博物館機能をもつ資料館として、従来の歴史分野に加え、宇宙、航空産業や自然科学系の展示やイベントを企画	・継続		
施策の方針	③主体的な生涯学習活動の活性化				
102 クラブ、サークル活動への支援		・中央交流センター内のサークル掲示板で情報提供を実施	・継続		
103 生涯学習に関するリーダーの育成と活用		・生涯学習講座の受講者の自主的な活動を促し、学習への意欲とサークル化に向けての意識の高揚図った	・継続		
104 学習成果を活かす機会や場の提供		・美術展で生涯学習講座の発表の場を提供した	・継続		

基本方向	2	未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち	施 策	(4)	スポーツ活動の推進
基本方針	誰もが気軽にスポーツを行うことで、元気に楽しく充実した生活を送ることができるよう、生涯スポーツの振興やレクリエーション機会の充実に取り組むとともに、生涯スポーツ活動の推進や指導者育成支援を進めます。				
施策の方針	①スポーツに取り組める環境づくり				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
	105 スポーツ活動に関する情報の提供		・ 継続		
	106 スポーツ施設、運動施設の整備		・ 継続		
	107 学校体育施設の開放および有効利用		・ 継続		
108 プロスポーツチーム、トップアスリートとの交流の推進		・ 継続			
施策の方針	②生涯スポーツの推進				
109 スポーツ活動に関する指導者の育成	・ 本部員会議による意見交換の場を提供 ・ スポ推月例会の開催や大会への参加、スポ少指導員研修への補助		・ 継続		
110 各種スポーツ事業の普及、充実	・ 町ホームページや広報紙などで競技団体、サークルなどの活動情報を提供 ・ スポーツ協会の運営や強化、スポ少の施設使用や団育成への補助		・ 継続		
111 誰もが楽しめるスポーツ活動の推進	・ 町民運動会やレクリエーションフェスティバル開催への補助 ・ 町民運動会で軽スポーツの実施		・ 継続		
施策の方針	③主体的なスポーツ活動の促進				
112 スポーツ協会やレクリエーション協会との連携による各種団体、クラブの育成	・ スポーツ協会主催による町民大会 ・ レク協主催によるレクリエーションフェスティバルの開催 ・ 各種団体と連携してファミリーマラソン実施		・ 継続		
113 スポーツ少年団への支援、育成	・ スポーツ少年団への支援を実施し、活動を促進		・ 継続		
114 自主運営の促進および活動組織の整備	・ スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団への支援 ・ スポーツ推進委員会の考えを聞く場を設け、施設の利便性向上と自主的運営の促進		・ 継続		

基本方向	2	未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち	施 策	(5)	歴史・文化の継承と活用
基本方針	文化都市としての魅力を発揮していくために、先人から引き継がれ、地域に伝承されている生活文化や文化財の保護に努めるとともに、これを活用し、住民が歴史や文化にふれる機会を拡充しながら、次代への共有の財産として確実に継承していくための取り組みを進めます。				
施策の方針	①歴史・文化の保存と継承				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
115 未指定文化財の調査および発掘の促進		・ 開発との調整に必要な埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施	・ 継続		
116 町の歴史、文化を伝える資料の収集、保存		・ 住民などから寄贈された歴史資料の保存 ・ 史跡標柱の更新を進めるとともに、樹木剪定など景観の保存	・ 継続		
117 伝統芸能の継承		・ 伝統芸能の保存会に対し補助金を交付 ・ 「大名行列お奴」については、振り手の育成等実施	・ 継続		
		・ 歴史未来館の常設展示にて、笠松大名行列と円城寺の「芭蕉踊り」を紹介	・ 継続		
118 文化財保護活動への支援		・ 文化財保護審議会による文化財の保護、保存 ・ 木曾川円城寺渡舟場跡標柱修繕	・ 継続		
施策の方針	②文化芸術に触れる機会の充実				
119 文化財保護意識の高揚		・ 「かさまつかるた」を使用し、低学年から歴史文化に触れる教育機会の提供 ・ 資料集の改訂版を作成し、町の文化財、歴史が学べる機会提供	・ 継続		
120 歴史や文化を活かした住民活動の活性化		・ 笠松町の歴史、史跡を学ぶウォーキングラリーを実施 ・ 鮎鮎街道プロジェクトを開催	・ 継続		
121 ふるさと教育のさらなる推進		・ キッズ検定、ビギナー検定を実施 ・ 中学校1年生の総合学習の一環として、笠松町の歴史やまちづくりに関する講話を実施	・ 継続		
122 歴史や文化を活かしたまちづくりの推進		・ 講演会や歴史探訪の開催及び町の歴史・史跡を学ぶ散策ガイドのチラシや動画の作成	・ 継続		
123 資料保存のシステム化による文化財情報などの提供		・ 「笠松町文化財めぐりガイド」と町ホームページにより情報提供を実施	・ 継続		
		・ 収蔵資料目録の町ホームページでの公開	・ 継続		

基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち

基本方向	3	にぎわいと活力あふれる創造のまち	施 策	(1)	農業の振興
基本方針	農業を取り巻く環境変化を的確に把握し、農業団体などを中心とした生産組織を強化するとともに、新しい感覚で経営する生産者を育成するなど、持続的に経営できる生産環境の整備を行い、地域に根ざした取り組みを推進します。				
施策の方針	①都市農業の推進				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
124 農業体験などを通じた農地の有効利用の推進		・農業体験などを通じ、農地の有効活用の推進 ・農事改良組合活動を通じて、後継者育成などを実施	・継続		
125 農産物の地元消費の促進		・農産物の地元消費に向けた啓発	・継続		
施策の方針	②農業経営基盤の強化				
126 特産品開発によるブランドづくりの推進		・特産品の研究・開発を実施し、農産物のブランド化を推進	・継続		
127 地産地消の推進		・ぎふ地産地消推進の店「ぎふ一ど」の認定を実施 ・学校給食において県産農産物の活用に対する支援	・継続		
128 需給動向を見据えた稲作農業の推進		・市場動向変化に対応した生産及び支援の実施	・継続		
施策の方針	③農業生産基盤の整備				
129 遊休農地の利用促進および耕作放棄地の解消		・利用状況調査の実施 ・該当農地所有者に意向確認を実施	・継続		
130 かんがい排水事業の推進		・羽島用水土地改良区と共同で、事業を実施	・継続		
131 農地の面的集積利用などの促進		・遊休農地所有者の農地中間管理事業又は利用権設定の希望を確認 ・農地中間管理機構に遊休農地所有者の意向を情報提供し、集積を促進	・継続		
132 農地の集積集約への取組促進		・笠松農地所有者、農業団体との連携強化 ・地域計画の策定に向けた関係団体等による協議	・継続 ・地域計画及び目標地図の策定に向けた土地所有者への意向調査（アンケート） ・地域計画策定		

基本方向	3	にぎわいと活力あふれる創造のまち	施 策	(2)	商工業の振興
基本方針	大型商業施設の進出、量販店・コンビニエンスストアの増加、電子商取引の拡大、買い物環境の変化、消費者ニーズの多様化、購買力の低下、後継者不足等の経営環境が厳しい中、時代流れに変化に対応した事業の展開が図れるような経営基盤の強化、人材の育成支援を進めます。				
施策の方針	①新たな事業活動への支援				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）		
133 起業に向けた支援の充実	・中小企業支援ネットワーク強化事業の活用・県信用保証協会の広域支援室との連携強化・国や県の制度融資の活用促進を商工会にて実施 ・「創業支援事業計画」に基づき、商工会や認定支援機関と連携し、町内の創業を支援する	・継続			
134 新規事業の導入企業や異業種転換企業の支援	・中小企業ネットワーク強化事業の活用・県信用保証協会の広域支援室との連携強化・国や県の制度融資の活用促進を商工会にて実施 ・商工会において、「経営発達支援計画」に基づく、伴走型の事業者支援を行う	・継続			
施策の方針	②経営体質の強化				
135 経営相談や講習会などを通じた助言、指導	・県、県商工会連合会主催事業の情報提供 ・中小企業支援ネットワーク強化事業の実施 ・「経営発達支援計画」に基づいた伴走型支援を商工会が実施	・継続			
136 各種融資制度の周知および活用促進	・小口融資、利子助成の実施 ・融資相談会の開催 ・国や県の融資制度のPR	・継続			
137 情報技術の活用による情報発信と経営の効率化	・インターネット活動事業、ホームページ作成支援などを行う「SHIFT」、情報サイト「かさまつモール」、「ビジネスモール」の運営補助	・継続 ・商工会が実施するオンライン商談会のセミナー及び個別相談会に対し支援			
138 事業承継、事業譲渡などの取り組みの促進	・商工会と連携し、情報提供などを実施	・継続 ・商工会が実施する事業承継セミナー及び個別相談会に対し支援			
施策の方針	③商工業活性化に向けた支援の充実				
139 商工会との連携強化による中小企業の経営基盤強化	・経営計画策定セミナーの開催や、販路開拓又は拡大に対し商工会と連携し支援	・継続 ・物産展等への出展費用を補助し販路拡大を商工会と連携し支援			
140 産官学の連携や異業種間の交流による研究、学習機会の拡充	・セミナー情報の提供 ・農業異種交流会への参加 ・岐阜大学、岐阜聖徳学園大学との連携	・継続			
141 各種団体活動の育成、支援	・工業団体・商業団体に、税務対策指導と活動支援を実施	・継続			
142 共同化、協業化による活動や事業展開への支援	・商工会事業として展開できるよう検討	・継続			
施策の方針	④就労を支援する環境の整備				
143 若者から高齢者、障がいのある人に対応した幅広い就労支援の実施	・事業所と商工会が連携して事業展開するよう働きかけを実施	・継続			

基本方向	3	にぎわいと活力あふれる創造のまち	施 策	(3)	観光・イベントの推進
基本方針	地域特性や季節の移り変わりなどが感じられる魅力あるイベントなどを展開するとともに、回遊性のある観光の魅力を創出し、おもてなしの心で、まちを訪れる人にやすらぎを与える観光地域づくりをめざすとともに、まちの産業振興を視野に入れた新たなイベントの展開を進めます。				
施策の方針	①町の資源を活かした魅力づくり				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
	144 SNSなどを活用した観光、イベント情報の発信		・町公式SNSや広報媒体を活用し、町内外への情報発信を実施 ・笠松町公式TikTokを開設	・継続	
	145 町の特産品の発掘と「ふるさとかさまつ宅配便」による魅力発信		・新たな返礼品の発掘などにより更なる魅力発信を実施	・継続	
	146 住民との協働によるネットワークの拡充		・事務局機能の充実を図り、組織化(代表者の設置、会費を中心とした運営)の促進	・継続	
147 広域連携による観光資源のネットワークの強化		・サイクリングロードを活用した地域連携を推進	・継続		
施策の方針	②観光・交流イベントの活性化				
148 民間との協働による町の魅力発信と観光プロモーションの推進		・笠松町プロモーション協会と連携し、新たな魅力発信と観光プロモーションを推進 ・民間事業者と連携し、秋季スポーツイベントを実施	・継続		
149地域特性を活かした新たなイベントの開催		・リバーサイドカーニバルを笠松プロモーション協会と共同で開催 ・笠松競馬場で仮装イベント「仮装の宴」を開催	・イベント開催後の反省を踏まえ、今後のイベントのあり方について、調査・研究を継続		
150 民間主導によるイベント開催の推進		・笠松町プロモーション協会による「宵まつり」「ビアパーク」が開催 ・企画運営を民間委託した「かさまつナイトバブルフェス」「オータムスポーツフェスティバル」「かさまつウィンターフェス」が開催	・民間と連携し、イベントの推進に向けて検討		
施策の方針	③リバーサイドタウンかさまつ計画の推進				
151 河川空間を活用したまちづくりの推進		・リバーサイドタウンかさまつ計画に沿って、令和5年度より笠松みなど公園周辺に新たなにぎわいを創出するため、公園管理及び自主イベントの実施業務を委託している。 ・令和5年度末に都市・地域再生等利用区域の指定を受け、常時笠松みなど公園で営利活動ができるようになった。	・継続		
152 地域資源を活かした特色ある事業の創出		・応援寄附金の「お礼の品」をパートナー事業として公募する ・事業者と農業者に対し、側面的協力を行う ・応援寄附金のパートナー事業者を核に、各種イベント時の出店などに努める	・継続		

基本方向	3	にぎわいと活力あふれる創造のまち	施 策	(4)	コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進
基本方針	住民自らが地域づくりの主体者であるという意識を高めるとともに、各種のボランティア、NPO活動などを支援し、住民との協働によるまちづくりを進めます。町内会が地域の中心的組織として活発に活動し、地域が一体となってまちづくりが行われるよう、町内会活動など身近なコミュニティ活動を支援します。				
施策の方針	①コミュニティづくりに向けた意識づくり				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
153 町内会活動の重要性に対する理解促進		・ 笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例を制定し、町内会活動への理解と参加を促進 ・ 各種町内行事への参加を促す ・ 住民意識を高められるよう、引き続き支援する	・ 継続		
154 地域行事、活動に関する情報提供と参加促進		・ 町の行事や町内会活動の情報について、広報紙などを活用した情報提供を実施 ・ 転入者を対象に町内会活動に関するチラシを配布し、加入を促進	・ 継続		
155 町内会活動などへの支援		・ 町内一斉清掃などの町内会活動や、地区集会所の修繕に対し助成するなどの支援を実施 ・ 春まつりなどの町内会活動の支援を実施	・ 継続		
施策の方針	②コミュニティ活動の活性化				
156 各世代における地域リーダーの育成、支援		・ 各種イベントや行事に幅広い世代の参加を促進し、地域リーダーの育成・支援を実施	・ 継続		
157 コミュニティ相互の連携による活動展開への支援		・ 町内会を中心に、各種コミュニティが協働して活動できる場を提供	・ 継続		
158 施設の有機的な連携および適正な配置		・ 公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の効率的な配置を検討する	・ 継続		
159 協働によるまちづくりの推進		・ 協働型町民活動促進事業補助金を交付 ・ 行政、団体が相互に対等の立場で事業を行うよう促す	・ 継続		
施策の方針	③まちづくりを進める基盤整備				
160 まちづくり活動を担う人材の育成		・ まちづくりに参画する人を受け入れる組織「かさまつ超おもてなし隊」を核として、子どもスタッフが積極的にまちづくりに参画できる機会を創出する	・ 継続		
161 まちづくり活動を支援する体制の整備		・ まちづくり団体の組織化を検討する ・ 活動への全町的な支援体制の構築を目指す	・ 継続		
施策の方針	④住民によるまちづくり活動への支援				
162 NPO法人など、まちづくり活動団体の組織化の促進および支援		・ NPO法人への継続支援	・ 継続		
163 活動のコーディネート機能の強化		・ NPO法人の連絡会に、各種ボランティア組織が参画できる体制を構築	・ 継続		
施策の方針	⑤官学連携によるまちづくりの推進				
164 まちづくりの課題解決に向けた官学連携による調査、研究の実施		・ 岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高等学校と連携し、町の課題解決に向けた調査・研究を実施	・ 継続		
施策の方針	⑥移住定住の促進				
165 「関係人口」の増加に向けたプロモーションの推進		・ 「関係人口」の増加に向け、イベント開催時などの機会を捉え、笠松町の魅力を積極的に発信 ・ 「関係人口」創出を目的とした「SNS業務委託事業」でInstagramやTikTok(新規開設)を活用して主にZ世代に向けてプロモーションを実施	・ 継続		
166 子育て、暮らし、仕事など関連事業の総合的、効果的な推進		・ 移住希望者に笠松町を選択してもらえるよう、子育て支援の充実や自然環境など、情報発信の強化	・ 継続		

基本方向 4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち

基本方向	4	便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	施 策	(1)	計画的な土地利用の推進
基本方針	快適な都市基盤の整備や防災対策の充実など、有効な土地利用を進めるとともに、笠松地域、松枝地域、下羽栗地域の3地域のバランスのよい土地利用を進めます。				
施策の方針	①良好な住宅・宅地の供給				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
167 計画的な土地区画整理事業の推進		・住宅地と商工業地が混在している問題の解消に向け、計画的な宅地整備の推進のための調査・研究を実施	・継続		
168 土地利用の基礎資料作成に向けての調査		・「笠松町都市計画マスタープラン」に沿った、有効な土地利用の促進を図るための調査・研究を実施	・継続		
169 地域の土地利用状況に適した地区計画などの導入に向けての調査		・各地域における有効な土地利用などについての調査・研究を実施	・継続		
170 宅地開発の規制や誘導に向けた指導、相談体制の充実		・開発地に関わる状況・計画などを案内する中で、岐阜・西濃建築事務所へ相談や確認を行い、指導体制の充実を図った	・継続		
施策の方針	②利便性を持った生活環境づくり				
171 岐阜都市計画区域マスタープランの見直しにあわせた市街化区域拡大の検討		・岐阜都市計画協議会において、各市町の円滑な都市計画の推進について協議	・継続		
172 中心市街地の機能的な土地利用の検討		・目的に応じた地区計画の導入や有効な土地利用の促進を図るための調査・研究	・継続		
173 交通立地条件を活かした新たな流通、生産拠点の整備		・新たな生産・流通拠点の整備に向けた土地利用について、調査・研究	・継続		
施策の方針	③土地の計画的な有効活用				
174 国土利用計画の適正化		・国土利用計画に基づき、審査を実施	・継続		
175 民間未利用地の活用促進		・民間未利用地の有効活用促進のため、道路幅員確保及び道路網整備の検討を実施	・継続		
176 将来を見据えた土地の先行的な取得および公共用地の有効活用		・利用見込みのない普通財産の公売に向け、最低入札価格などの検討を実施	・継続		

基本方向	4	便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	施 策	(2)	便利で快適な道路網の整備
基本方針	道路の環状化を進め、地域間のネットワークを重視した幹線道路の整備を進めます。地域住民の理解のもと、優先順位を検討し、効率的な道路整備を進めるとともに、すべての住民の安全確保のため、歩道などのバリアフリー化を進めます。				
施策の方針	①計画的な道路整備				
177 都市計画道路見直し方針に基づいた整備	・都市計画道路見直し案に基づき検討			・継続	
施策の方針	②快適な生活道路の整備				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
178 幹線町道の改良、整備	・舗装改良、側溝新設工事の実施 －パイプライン上部利用整備（北及）、ピアゴ北交差点周辺歩道整備（米野）、松枝幹線排水路沿い拡幅（北及） ・舗装修繕 堤防道路（若葉町）、運動公園南（北及）、門間線、ピアゴ周辺舗装修繕		・継続 ・歩道整備 パイプライン上部、刑務所北、ピアゴ南を計画 ・舗装修繕 堤防道路（中野）、門間線を計画		
179 機能的で美しい道路修景の推進	・屋外広告物の管理、違反広告物の除去更新等 39件（R5.12現在）		・継続		
180 歩行者にとって安全な道づくり	・歩道整備（パイプライン上部利用整備（北及）、ピアゴ北交差点周辺歩道整備（米野）） ・カラー舗装（横断歩道周辺 6箇所、笠小通学路（福祉会館南）、下小通学路（米野）） ・転落防止柵（松小通学路5箇所）		・継続 ・歩道整備（パイプライン上部、刑務所北、ピアゴ南）、カラー舗装（横断歩道周辺、松小通学路（北及））を計画		
181 羽島用水パイプライン上部利用整備の推進	・パイプライン上部利用整備工事（東幹線138m） 車道舗装 A=652㎡ 歩道舗装 A=126㎡ 歩車道境界ブロック L=225m 側溝 L=58m 区画線 L=380m		・継続 ・東幹線140mの整備、610mの設計を計画		
182 町道の適正な維持管理	舗装修繕 ・門間3号線（A=1,430㎡） ・東金池町港町1号線（A=2,380㎡） ・門間長池3号線（A=3,300㎡） ・門間3号線（A=964㎡）など 側溝修繕 ・上柳川町下本町1号線 L=112m ・友楽町港町1号線 L=44mなど		・継続 ・舗装修繕 米野円城寺1号線（中野）、下柳川町司1号線（下柳川町）などを計画 ・側溝修繕 中新町二見町1号線、田代泉町1号線などを計画中	・継続	
施策の方針	③広域幹線道路網の整備				
183 木曽川右岸道路の整備促進	・舗装修繕（東金池町港町1号線（若葉町） A=2,380㎡） ・米野52号線坂路改修		・継続 ・舗装修繕（中野）を計画		
184 国道、県道の整備促進	・21号、22号バイパス、南部ハイウェイ整備促進期成同盟会負担金、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会負担金 ・要望活動の実施		・継続		
基本方向	4	便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	施 策	(3)	公共交通体系の充実
基本方針	人や環境にやさしい公共交通機関の活性化を進めるとともに、利用者の視点に立った、誰もが利用しやすい公共交通網の整備を進めます。				
施策の方針	①地域を結ぶ公共交通網の充実				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
185 巡回町民バスの利用促進	・利用者の利用頻度向上を目指す ・定期券の運用開始 ・障がいをお持ちの方の使用料免除制度を拡充 ・バスロケーションシステム及びAIカメラによる乗降客数カウントシステム導入 ・1日無料乗車デー（リバーサイドカーニバルと同日）を初めて実施		・継続		
186 効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の検討	・バスの路線など、利便性の高い運行について検討を実施		・実状を考慮し、安全運転と安定した運行を実現するためダイヤの改正を実施する		
施策の方針	②地域公共交通サービスの拡充				
187 地域の実情にあった新たな交通サービスの導入	・デマンドタクシーを正式に公共交通として導入 ・10月よりデマンドタクシーによる各務原市への乗り入れが可能となり、更なる広域公共交通の強化を検討		・継続		
188 鉄道およびバスなどを総合的に活用した公共交通利用促進策の検討	・県地域公共交通協議会などによる情報収集 ・JR新駅の必要性について検討 ・岐阜バス笠松県庁線運行 ・岐阜バス笠松川島線運行		・継続		

基本方向	4	便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	施 策	(4)	良好な住環境の創出
基本方針	ライフスタイルや家族形態に応じた、安全で快適な生活ができる住環境を整備し、住民の定住意識を高めます。また、住民の理解と協力のもと、水資源の有効な利用と上水道の安定的な供給体制を整備し、快適でうるおいのある住環境基盤をつくります。				
施策の方針	①安心して暮らせる住環境の整備				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
189 駅を活かした拠点の整備	・町の情報発信拠点「ふらっと笠松」の継続運営		・継続		
190 建築指導や相談の実施	・建築地に関わる用途地域、道水路の状況と計画についての案内を実施		・継続		
施策の方針	②うるおいのある景観づくり				
191 美しいまちなみづくりへの支援	・管理不全な土地、空家等の所有者に対し助言・指導を徹底する		・継続		
192 道路や歩道、公共施設における緑化の推進	・街路樹の剪定、草刈りの実施 堤防除草（木曽川、境川）年2回 88,125㎡、植樹帯剪定（長池外4）年1回 など ・「緑の募金」を利用した道路などの緑化推進		・継続		
193 都市公園の計画的な整備	・みなと公園等において維持管理上必要な整備を実施 みなと公園あずまや木製柵の改修		・継続		
194 木曽川の自然を活かしたサイクリングネットワークの構築	・サイクリングロードの維持管理		・継続		
195 住民主体の環境美化活動の活性化	・町民一斉清掃などの環境美化活動の推進		・継続	・継続	
施策の方針	③良質な水の安定供給				
196 水源施設の適切な維持管理	・各水源地の機器などについて、修繕を実施 ・水質検査（有機フッ素化合物を含む）を実施し、結果についての情報提供を行った。		・継続		
197 水道施設の耐震化	・配水管の更新により、耐震化の促進、漏水による道路陥没などの事故防止と有収率の向上を図った ・配水管の耐震補強工事の実施		・継続		
198 周辺自治体との連携	・災害時に（社）日本水道協会会員の水道事業者などによる応援給水を行う体制が整っている ・上水道相互連絡管設置に関する協定書に基づき協定市町と応援配水体制が整っている ・水道料金下水道使用料徴収業務等委託業者と水道施設の災害に伴う応援協定を締結中		・継続		
199 水道事業経営の安定化	・窓口・収納業務などの外部委託を実施するとともに料金の適正化を図った。		・継続		

基本方向	4	便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	施 策	(5)	清潔で快適な環境の整備
基本方針	笠松町汚水処理施設整備構想に基づき、計画的な公共下水道の整備を順次進めるとともに、下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するたの経営基盤強化を図ります。また、環境問題に対する啓発を継続的に実施していく。				
施策の方針	①計画的な公共下水道の整備				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
200 進捗状況にあわせた事業認可区域の拡大	・適切な認可拡大区域を検討		・継続		
201 効率的な下水道管渠整備と耐震対策の推進	・経営戦略に基づき、未整備区域の整備と計画的な維持管理		・継続		
202 水洗化の促進と下水道への接続促進	・水洗便所等改造資金融資のあっ旋及び利子補給制度と水洗便所等改造工事助成金交付制度にて接続促進を図った ・広報紙及び町ホームページ、工事説明会などで啓発を実施		・継続		
203 下水道事業経営の安定化	・健全かつ安定した事業経営が行えるよう効率的な運用に努めるとともに、料金の適正化を図る		・継続		
施策の方針	②衛生的な環境の整備				
204 し尿および浄化槽汚泥の適正な収集処理の推進	・浄化槽などの設置に関する必要な事項を調査、把握、管理することを目的に浄化槽と汲み取り槽の現況確認調査を実施		・継続		
205 浄化槽の適正な維持管理への指導	・公共下水未整備区域において、合併処理浄化槽の普及を推進 ・浄化槽の保守点検、清掃と法定点検についての啓発を実施		・継続		
206 公害防止に向けた対策の強化	・公共水域等水質検査（年2回）をはじめ各種検査、測定などを実施。併せて、事業所に対して指導を実施		・継続		
207 社会情勢に即した火葬場施設および墓地周辺環境の整備	・公共施設等総合管理計画の方針に基づく維持管理の実施 ・火葬場と緑町墓地の大規模改修などに対応するため、整備基金を積み立てる		・継続		

基本方向	4	便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	施 策	(6)	循環型社会の構築
基本方針	環境保全に関する住民意識の高揚や活動の推進、身近な新エネルギーの普及啓発を進めるとともに、ごみの減量・資源化に向けて、住民、事業者、行政が一体となって取り組み、ごみの発生そのものを抑制し、分別排出、分別収集の推進により、ごみの適正処理に努めます。				
施策の方針	①環境にやさしいまちづくり				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）		
208 環境にやさしい暮らし方に関する意識啓発	・ 公共施設や家庭において節電・節水等省エネルギー化に係る啓発、啓蒙活動の実施	・ 継続			
209 地球温暖化防止対策の推進	・ 町民や事業者に対し、自然エネルギーの活用や省エネ活動の取り組みを促し、CO2の削減によって地球温暖化防止に資するための啓発・啓蒙活動を実施	・ 継続			
210 環境保護活動団体の育成、支援	・ ダンボールコンポスト生ごみ減量化講習会を運営する団体に補助金を交付し、会の開催を広報紙やSNSにて周知	・ 継続			
211 環境美化向上のための監視機能の強化	・ 排出ルール違反や不法投棄防止のため、希望する町内会の申請に基づき、ごみ集積所等へ監視カメラを設置	・ 継続			
施策の方針	②ごみの減量化・資源化の推進				
212 ごみの減量化の推進	・ 家庭でできるごみの減量化方法等を、毎月発行される広報紙のごみを減らしましょうコーナーにおいて周知	・ 継続			
213 リサイクルと再資源化の推進	・ 生ごみ減量化推進補助金交付事業及び資源集団回収事業奨励事業金交付事業の実施	・ 継続			
214 わかりやすい分別収集体制の確立と資源回収システムの充実	・ ごみのカレンダーを各世帯に配布 ・ 分別方法等を、ホームページやSNSにて周知	・ 継続			
215 ごみの適正な排出の推進	・ 家庭や事業者に対して、ごみ処理意識の向上と排出抑制や分別方法の啓発を実施 ・ 排出ルール違反や不法投棄防止のため、希望する町内会の申請に基づき、ごみ集積所等へ監視カメラを設置	・ 継続			

基本方向 5 安全で安心して暮らせる住みよいまち

基本方向	5	安全で安心して暮らせる住みよいまち	施 策	(1)	防災対策の推進
基本方針	地震や水害など万一の災害に備え、日頃より防災意識の高揚を図ります。また、災害時要援護者の把握と適切な情報の活用を進め、すべての住民の安全を確保していきます。				
施策の方針	①総合的な防災・災害時対策の推進				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）
216 環境の変化にともなう地域防災計画の見直し		・各種関係法令を踏まえ、修正を実施	・継続		
217 緊急通信体制の充実		・同報系無線設備の戸別受信機のデジタル化に向けた関係機関との調整	・同報系無線設備の戸別受信機のデジタル化に係る再送信子局の整備及び戸別受信機の配布に係る調査等を実施		
		・緊急時の連絡体制のひとつとして「あんしんかさまつメール」の運用管理を実施（令和5年度より総務課へ移管）	・緊急情報等の情報伝達手段の多重化を検討		
218 施設、設備などの整備		・防災備蓄計画に基づき、備蓄品の整備を実施	・継続		
219 災害時の応援協定の拡充および迅速な復興に向けた体制の整備		・関係機関などとの災害協定締結を検討	・継続		
施策の方針	②地域における防災・災害時対策の推進				
220 防災に関する意識啓発と防災教育の推進		・自主防災会役員を対象に防災講演会を実施 ・小学校にて防災教室を実施	・継続		
221 自主防災組織の育成、支援		・防災士資格取得者増加へ向けた広報活動を行う ・自主防災会からの防災活動の要望	・継続		
222 地域における防災訓練の実施		・各自主防災会で、防災士による意識啓発訓練や機材設営訓練などを実施	・継続		
223 災害時要援護者の把握と支援体制の整備		・避難行動要援護者名簿を更新する ・町内会長等へ個別計画策定に向けた制度説明を実施	・継続		
施策の方針	③水害対策の充実				
224 関係機関との連携強化による都市型水害対策の強化		・関係機関と連携して、浸水対策を実施 ・排水ひ管の維持管理（国土交通省河川管理受託事業、羽島用水事業）	・継続		
225 木曽川の護岸整備などをはじめとする治水事業の促進		・サイクリングロード、「リバーサイドタウン笠松計画」の事業実施に合わせ、国土交通省へ護岸整備を要望	・継続		
226 雨水幹線未整備区間の整備推進		・公共下水道（雨水）事業における効率的な事業の実施 ・雨水出水浸水想定区域図を作成	・継続 ・雨水管理方針を作成	・雨水ハザードマップを作成	
施策の方針	④耐震化の推進				
227 公共施設の耐震化の推進		・各施設における個別計画を策定し、計画的に耐震化を進める	・継続		
228 一般住宅の耐震化の推進		・建築物の耐震診断、木造住宅耐震補強の推進を図る 耐震診断 5件 耐震補強 0件（R6.12現在）	・継続		

基本方向	5	安全で安心して暮らせる住みよいまち	施 策	(2)	消防・救急対策の推進
基本方針	羽島郡広域連合と消防団の連携や、AEDをはじめとする救急救命講習や避難訓練などによる人材育成により、消防・救急体制の充実を計画的に進めます。				
施策の方針	①火災予防・消防体制の整備				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
229 防火意識の高揚と知識の普及		・火災予防運動期間にあわせ、消防団による啓発活動（防火パレード）を実施するほか、LINE等にて火災予防の啓発を実施	・継続		
230 消防団などの地域防災組織の充実		・消防団が自主防災会防災訓練に参加・協力の実施	・継続		
231 消防施設、設備の整備		・新入団員用の装備品を購入 ・消防団活動の必要備品を更新	・継続		
施策の方針	②救急・救助体制の整備				
232 講習会などを通じた自主救護能力の向上		・無線と広報紙などを使用し、広報活動を実施	・継続		
233 AEDなどの救急、救助資機材の整備		・AEDを26施設に設置している ・AEDのパッド、バッテリーを交換	・継続		
234 救急医療機関の周知と適切な利用の促進		・休日急病診療（内科・歯科）、小児救急医療（夜間）について、広報紙、無線などで周知 ・救急医療情報センターの紹介 ・救急車両の適正利用を周知するポスターの掲示	・継続		
235 IC患者カードの普及促進に向けての検討		・県の動向を見ながら調査・研究	・継続		
236 近隣市町との連携による第2次救急体制の確立		・近隣消防本部との応援協定による救急体制の整備 ・ドクターヘリとの協定による救急体制の確立 ・郡医師会より医療救護計画の提出による救急体制の確立	・継続		
基本方向	5	安全で安心して暮らせる住みよいまち	施 策	(3)	防犯体制の強化
基本方針	犯罪を未然に防止するため、一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識を高め、警察など関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組みます。				
施策の方針	①犯罪を未然に防ぐ環境づくり				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
237 防犯に関する意識啓発と防犯教育の推進		・警察からの要請により、振り込め詐欺など犯罪被害防止のため、防災行政無線放送を実施 ・防犯カメラの設置補助	・継続		
238 犯罪などに関する情報共有体制の整備		・町内で行方不明者などが発生した場合、「あんしんかさまつメール」で情報配信を実施	・継続		
施策の方針	②消費者保護対策の推進				
239 消費者知識の普及啓発		・町ホームページや広報紙などへの啓発記事を掲載する ・消費者トラブル相談マニュアルを配布する	・継続		
240 消費生活相談の充実		・専門知識のある消費生活相談員を配備し悪徳商法などによる被害相談に対応	・継続		
施策の方針	③地域防犯活動の育成				
241 防犯活動団体の育成、支援		・児童生徒の安全確保のために活動している団体の相談支援を実施	・継続		
242 青パトを利用した防犯活動の強化		・青色防犯パトロールの実施	・継続		

基本方向	5	安全で安心して暮らせる住みよいまち	施 策	(4)	交通安全対策の推進
基本方針	交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全環境の整備を進めます。関係機関との連携を強化し、子どもや高齢者の交通安全対策の充実に努めます。				
施策の方針	①交通事故を防止する環境づくり				
主な取り組み		対象年度における具体的な事務事業			
		令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
243 交通安全に関する意識啓発		・ 四季の交通安全週間時の街頭指導と月1回の街頭指導などを実施 ・ 行政無線などにより適宜、周知	・ 継続		
244 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室などの実施		・ 小中学校などに対し、交通安全教室などの実施を依頼 ・ 高齢者に対しては、交通安全教室などを定期的実施	・ 継続		
245 交通安全施設の整備		・ 信号機、横断歩道などの設置要望に対して、関係各機関と協議のうえ、対応した ・ 道路反射鏡8面、転落防止柵92m、区画線5,805m、カラー舗装457㎡などの交通安全施設の整備を実施	・ 継続		
施策の方針	②住民主体の交通安全活動の促進				
246 交通安全活動団体への支援		・ 交通安全協会3支部に対し、支部活動への支援として補助金を交付	・ 継続		
247 警察署など、関係機関との連携強化		・ 状況に応じて、警察などと連携して安全活動を実施	・ 継続		

基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち

基本方向	6	「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち	施 策	(1)	住民参加によるまちづくりの推進
基本方針	広報紙やホームページなどのさらなる充実を図り、今後もより多くの場面において協働のまちづくりを進めます。住民と行政が課題を共有できるよう、積極的に正確な行政情報の提供に努め、住民が政策の形成段階から参画でき、発言できる機会を充実させていきます。				
施策の方針	①広報の充実				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）		
248 誰もが読みやすい広報紙づくり	・ 広報の字は見やすく、行事の掲載には写真を貼付、適宜イラストやQRコードなどを挿入 ・ 誰もが興味を持つ広報にするため、「特集」を実施	・ 継続	・ 継続		
249 速報性、視認性の高い町ホームページづくり	・ スマートフォンの普及促進に伴ったサイト画面などのリニューアルにより、利用者の利便性及び検索性を向上させ、わかりやすい情報発信を実施	・ 継続	・ 継続		
250 SNS、地上デジタル放送、データ放送による地域情報の発信	・ 町公式SNS、ぎふちゃん及びシーシーエヌ(ケ-ブルテレビ)にて、町のイベントや地域情報を発信	・ 継続	・ 継続		
251 町政情報の積極的な公開	・ 広報、町ホームページ、情報公開コーナー、防災行政無線放送などを活用 ・ 情報公開制度の適正な運営	・ 広報、町ホームページ、情報公開コーナーなどを活用 ・ 情報公開制度の適正な運営	・ 継続		
252 各種メディアへの町情報の積極的な発信	・ 町情報については、新聞社、テレビ局など19社にニュースリリースを発信 ・ 議会情報についても、新聞社5社に発信	・ 継続	・ 継続		
施策の方針	②協働によるまちづくりの推進				
253 各種審議会や委員会などへの参画機会の拡充および参画促進	・ 各種審議会などの委員として、住民に参画していただく	・ 継続	・ 継続		
254 町政懇談会やアンケート調査などの継続的な実施	・ 町内会長会議や町政懇談会を実施 ・ 町政懇談会の要望事項について、町としての考え方を書面にて配付 ・ 改善できる事項は迅速に対応	・ 継続	・ 継続		
255 政策決定過程におけるパブリックコメントの実施	・ 各種行政計画については、各課（等）でパブリックコメントを実施 ・ 政策決定過程において、導入するかどうかを検討	・ 継続	・ 継続		
256 行政と住民の双方向による意見交換、情報共有システムの構築	・ 住民主体で発見された、まちづくりの課題を行政とともに考え、検討できる仕組みについて調査・研究を実施	・ 継続	・ 継続		

基本方向	6	「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち	施 策	(2)	気配り行政の推進
基本方針	職員一人ひとりが行政の役割や進めている施策への理解を深め、住民にわかりやすく、親切で親身な窓口対応に努めます。				
施策の方針	①職員の資質向上				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）		
257 親切で親身な対応に向けた職員意識の醸成	・市町村職員研修センター主催の研修や町主催の研修などに積極的に参加する	・継続	・継続		
258 行政施策の横断的な理解促進	・議会で焦点となった施策など（一般質問・質疑）について、各課業務の進捗状況を一覧にまとめ、全職員で情報共有を行った	・継続	・継続		
259 職員研修を通じた人材育成の推進	・市町村職員研修センター主催の研修や町独自の研修などに積極的に参加した。	・継続	・継続		
施策の方針	②質の高い行政サービスの提供				
260 住民ニーズを受け止め、すばやく対応する庁内連携体制の整備	・庁舎1階に住民窓口を集中させ、効率的な窓口体制としている ・意見箱や窓口などに寄せられた意見・要望・苦情に対する対応一覧を作成し、全職員で情報共有を図った	・継続	・継続		
261 専門性を高め、活かす職員配置の推進	・実務研修を目的とした県、市との人事交流を実施 ・人事評価や職員から配属先希望調査を行い、適材適所の人員配置を実施	・継続	・継続		
基本方向	6	「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち	施 策	(3)	効果的な行政運営の推進
基本方針	限られた行財政資源のなかで、多様な住民ニーズを的確にとらえ、信頼される行政サービスを提供していくため、透明度の高い行政評価のもと、効果的な行政運営と職員一人ひとりの能力向上に努め、住民の視点に立った行政運営を進めていきます。				
施策の方針	①満足度の高い行政サービスの提供				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度	令和7年度（計画）	令和8年度（計画）		
262 住民本位の住民サービスの向上	・「ふれあい意見箱」など、住民の意見や要望を受けける広聴システムを継続 ・意見の検討結果などについて、町ホームページにて公開	・継続	・継続		
263 住民協働による行政の役割の見直し	・現在の事務事業を分析し、住民協働ができる事業を洗い出した	・継続	・継続		
264 個人情報保護体制の強化	・各担当業務について特定個人情報保護評価書を作成し、個人情報保護に努めた	・継続	・継続		
施策の方針	②効率的・効果的な行政運営の推進				
265 ICT（情報通信技術）などを活用した事務の効率化	・町で利用している「総合行政システム」の改善項目の洗い出しを実施 ・「社会保障・税番号制度」への対応などを実施 ・国が定める標準準拠システムへの移行開始	・国が定める標準準拠システムへの移行完了及び本稼働開始。	・継続		
266 教育、研究機関と連携した事務の効率化の検討	・連携協定を締結している岐阜大学や聖徳学園大学などと連携し、事務の効率化について調査・研究	・継続	・継続		
267 官民連携、民間委託などによる事務の合理化	・民間委託なども視野に入れた、事務事業の合理化・効率化を実施	・継続	・継続		
268 「公共施設総合管理計画」の適正な推進	・近隣に同じような目的で建設された施設は少なくないが、相互利用を進める仕組みについて調査・研究を実施	・継続	・継続		
269 地方分権や地域課題に応じた行政機構の見直しと定員管理の適正化	・「定員適正化計画」に基づく職員数の適正化の実施 ・採用時の年齢要件を34歳まで拡大し、幅広い年齢層の職員を採用	・継続	・継続		

基本方向	6	「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち	施 策	(4)	健全な行政運営の推進と広域行政への対応
基本方針	税負担の公平化・適正化を期すため課税客体的確な把握に努めるなど町税の賦課徴収の強化を図るとともに、納税意識の高揚に向けた教育・啓発を推進し、納税者の利便性向上のため納税機会の拡大を図るなど自主財源確保のため収納率の一層の向上に取り組めます。また、周辺自治体との連携により、公共施設の相互利用や公共施設の共同設置、地域特性や住民活動を通じた多様な事業展開を進めます。				
施策の方針	①透明性の高い計画的な財政運営の推進				
主な取り組み	対象年度における具体的な事務事業				
	令和6年度		令和7年度（計画）	令和8年度（計画）	
270 積極的な行財政情報の公開	・町ホームページや広報紙などを通じて、町全ての会計を連結させた財政状況を公開 ・統一的な基準による地方公会計の整備をし、外部に対する財務情報の分かりやすい開示に努めている		・継続	・継続	
271 総合計画に基づく 中長期財政計画の策定	・第3次計画の進行管理を実施		・次期計画を策定中	・継続	
施策の方針	②持続可能な財政運営の推進				
272 財源の重点かつ効率的な 予算配分の推進	・経常的な経費については、一層の経費削減を行ったうえで、必要な予算付けを実施 ・政策的な経費については、優先順位を付け予算配分を実施		・継続	・継続	
273 国、県などの制度事業の 効率的、計画的な活用	・国や県などの補助金に該当する事業がないか十分に精査したうえで活用		・継続	・継続	
274 税や保険料の適正かつ公平な徴収と 受益者負担の適正化	・滞納者への催告書等による納税納付の呼びかけを実施 ・滞納処分については、資産調査や実態調査を行い、資産状況を把握したうえで実施 ・コンビニ収納、スマホ決済アプリによる収納の実施 ・QRコードを用いた共通納税の実施（固定資産税、軽自動車税） ・令和4年度以降令和6年度まで、岐阜県職員短期派遣事業を活用した高額滞納者や徴収困難者への対応を実施		・継続	・継続	
施策の方針	③交流の活性化				
275 関係市町との人事交流事業の推進	・岐阜市と人事交流 ・羽島郡広域連合、岐阜羽島衛生施設組合、岐阜県地方競馬組合、羽島市・羽島郡二町介護認定審査会へ職員派遣を行う		・岐阜市と人事交流 ・羽島郡広域連合、岐阜羽島衛生施設組合、岐阜県地方競馬組合へ職員派遣を行う	・継続	
施策の方針	④共同事業の推進				
276 公共施設の相互利用の推進	・近隣に同じような目的で建設された施設は少なくないが、相互利用を進める仕組みについて調査・研究を実施		・継続	・継続	
277 住民サービスの拡充	・各種証明書の広域相互発行を実施 ・広域連携施策の把握について調査・研究を実施 ・役場窓口での諸証明発行手数料や施設利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入		・継続	・各種証明書のコンビニエンスストア等交付サービスの開始に伴い、広域相互発行サービス廃止	
278 新たな広域行政サービスの検討	・様々な広域施設や団体により行政事務を執り行っているが、その他に広域で担うべき事務事業について調査・研究を実施		・継続	・継続	